

(労働・物損・ヒヤリハット)災害報告書

様式6

平成 年 月 日

会員会社名

2008. 7. 1

作業名		部会名	
発生日時	平成 年 月 日 曜日	会員会社との関係	
発生場所		災害の種類	
受 傷 者		災害の程度	休業日数 日

〈発生状況〉

〈問題点〉

※管理的要因,人的要因,物的要因に分類して記入すること

〈略図〉

(サイズはA3)

〈対策〉

2015年4月1日

事故・災害発生連絡書

(発生後速やかに)

発 生 日 時

平成 年 月 日

午前・午後 時 分 頃

発 生 場 所

日野工場・羽村工場・新田工場・古河工場 ()

建 屋 名

工場 柱・通り 付近

事故・災害の種類

労働災害・物損事故・ライン停止・火災

所属部会	会員会社名	報告者
建設・機械設備・機械保守 商社請負・構内請負・納品		

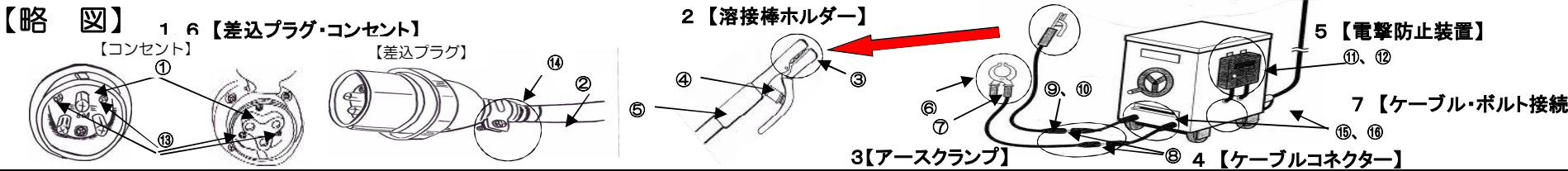
資産No. (管理No)

アーク溶接機 始業前点検チェックリスト (年 月)

50		
HSR 51K01	始業点検 008A	グローバル安全健康推進部
承認 '90年 3月	最終改定 '11年11月	

点検者氏名																																										
No	点検部位	方法	記号	判定基準	周期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
1	差込プラグ・コンセント	目視	①	絶縁体に割れ・破損が無い事。	1回/日																																					
				②		配線に亀裂損傷が無い事。																																				
2	溶接棒ホルダー	目視 触手	③	上部・下部絶縁カバーが破損して無い事。	1回/日																																					
				④		レバー・スプリングの動きは正常な事。																																				
				⑤		ハンドル部にゆるみ無く、絶縁ゴムも亀裂が無い事。																																				
3	アースクランプ	目視 触手	⑥	クランプが母材に対して確実に固定できる事。	1回/日																																					
				⑦		クランプのケーブルにゆるみが無い事。																																				
4	ケーブルコネクター	目視	⑧	抜け止めリングにゆるみが無い事。	1回/日																																					
				⑨		内部端子は引っ張っても抜けない事。																																				
				⑩		絶縁物に亀裂が無い事。																																				
5	電撃防止装置	目視 音を聞く(購音)	⑪	点検ボタンを押した時にランプが点灯する事。	1回/日																																					
				⑫		点検ボタンを押した時に、カチンと音がする事。																																				
※電撃防止装置が付いていない溶接機は、電撃防止装置を設置すること																																										
6	差込プラグ・コンセント	目視 増締め	⑬	止めビス(3本)に、ゆるみが無い事。 ※コンセント点検時はブレーカを切る事。	1回/月初																																					
				⑭		配線止めにゆるみが無い事。																																				
7	1次・2次側ケーブル及びボルト接続部	目視	⑮	ビニールテープで正しく絶縁され、ボルトの露出が無い事。	1回/月初																																					
				⑯		ケーブルにひび割れ・亀裂が無い事。																																				
	防火・防災用具チェック	目視		消火器・消火バケツ・防火シートが近くに備えてある事。																																						
	保護面チェック	目視		遮光面のレンズの傷・汚れが無い事。																																						

* 終業時の点検			確認者氏名																																
溶接機本体	目視	スイッチ切り状態のこと	終業前																																
電源(鉄箱スイッチ)	目視	スイッチ切り状態のこと																																	
火の元の確認	終了後の規定時間に火の元を確認	確実に消火されていること																																	
実施状態の確認(職長又は相当者)					1回以上/週																														



判定 チェック	良 い……√	不良箇所 及び その処置	月・日	処置
	不 良……×			
	修理完了……×			

改定履歴		
年月日	改定内容	改定者
2009.11.9	点検箇所が分かり難い為、図解と項目細分化	グロ安部 青藤
2011.10.10	6-⑯に止めビス「(3本)」を追加	グロ安部 石原

所 属	部			課
	組			班
確 認 印	課	工	職	
	長	長	長	

経路：指導員→職長→工長→課長 [注] 1.異常を発見したら直ちに異常処置指名者に報告する。 2.1月以内の定期点検項目を併記しても良い。 3.未使用の時はチェック欄に線を引く。(保存：職長が1年)

58

全

ガス溶接装置

始業点検チェックリスト

(年 月 分)

資産NO. 等

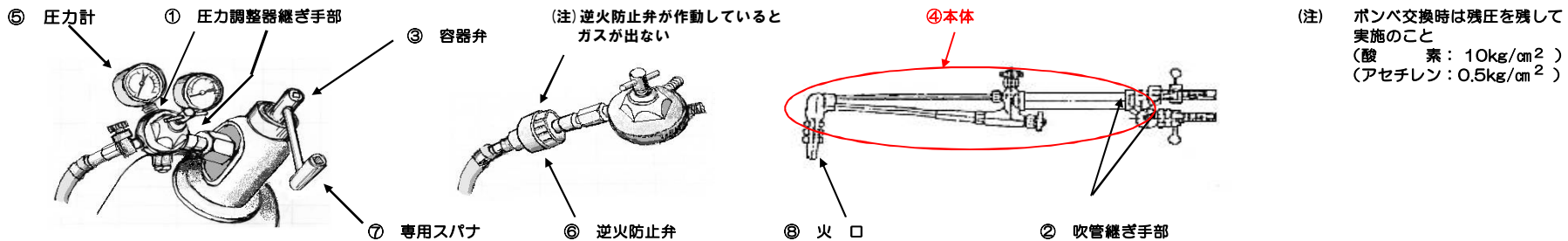
HSR 51K01	承認 '90年 3月
始業点検 009A	安全環境推進部

点検者氏名

NO	点検項目	点検方法	判定基準	周期	直																															
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	① 圧力調整器継ぎ手部のガス洩れ	石鹸水を塗り泡立ちを見る	泡立ちがないこと	毎日																																
2	② 吹管継手部のガス洩れ	石鹸水を塗り泡立ちを見る	泡立ちがないこと	↑																																
3	③ 容器弁のガス洩れ	石鹸水を塗り泡立ちを見る	泡立ちがないこと	↑																																
4	④ 本体亀裂・ホースの亀裂・損傷	石鹸水を塗り泡立ちを見る	泡立ちがないこと	↑																																
5	⑤ 圧力計の機能	目視又は容器弁を開けた時の指針の動き 元栓を閉じたときの指針の動き	亀裂・損傷がないこと 指針が正常に上がる事 指針が正常に下がり0になる事	↑																																
6	⑥ 逆火防止弁	火口を顔に近づける	ガスが出ていることを確認すること	↑																																
7	⑦ 専用スパナ	目 視	元栓につけてあること	↑																																
8	⑧ 火 口	火をつけてみる	正常であること	↑																																
9	保護具	目 視	保護メガネ、手袋、足力バーに損傷がないこと	↑																																
10	消火器・消火バケツ(又は消火粉末)	目 視	近くに備えてあること	↑																																
11	防火シート(スパッタシート)	目 視	近くに備えてあること	↑																																
12	⑨ 逆火防止弁の期限	目 視	期限内であること(年1回交換)	毎月																																

* 終業時の点検

NO	点検項目	点検方法	判定基準	確認者氏名	
13	各調整バルブ	指で軽く回してみる	圧力がかかっていないこと	終業前	
14	容器弁	専用スパナで回してみる	確実に閉じていること	↑	
15	火の元の確認	終了後の規定時間に火の元を確認	確実に消火されていること	↑	
16	保管	専用スパナ、調整バルブ、吹管、ライターの保管	専用収納箱に収納され確実に施錠されていること	↑	
実施状態の確認(職長又は相当者)				1回以上/週	



判定 チェ ック	良 い……√
	不 良……×
	修理完了……⊗

不良箇所及びその処置	月・日	不良箇所	処 置	処 置 者

所 属	課 組 班			

経路：指導員→職長→課長 [注] 1./異常を発見したら直ちに所屬長に報告する。 2./1月以内の定期点検項目を併記しても良い。 3./未使用の時はチェック欄に線を引く。(保存期間 職長が1年)
 改訂：'04年4月 改訂：'09年8月 改訂：'11年11月 改訂：'14年3月(④本体亀裂追加)

59

ポケットNo①へ

工 事 看 板

工 事 名		
工事担当部署名		担当者 様 TEL:
工 事 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
会 員 会 社 名	(元請会社) 労働保険番号:	工事責任者 : 工事責任者番号 : TEL :
会 員 会 社 名 又は 一 次 会 社 名	(元方会社) 労働保険番号:	工事責任者 : 工事責任者番号 : TEL :
施 工 会 社 名 (作業責任者が所属する会社)	労働保険番号:	作業責任者(正) : 作業責任者(副) : TEL:

本日の作業

平成 年 月 日 (工事日を記入)

工事責任者巡回時間	:	確認署名
-----------	---	------

工事名	工場	日野・羽村・新田・伊勢崎・古河・(その他)	会員会社名
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	施工会社名 (作業責任者の会社)	作業責任者名
1. 作業指示			作業責任者番号

No.	作業内容	作業員名	作業時間のめやす							リスク確認 ○・◎印						リスクアセスメントを織り込んだ急所・ポイント (急所・ポイントは具体的に)	
			8	10	12	13	15	17	火災	重量物	墜落	挟まれ	感電	車接触	環境		
1	作業指示・KYM・機器工具の点検チェック	全員															
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10	4S (整理・整頓・清掃・清潔)	全員															

- ※ この書類は工事日の前日までに作業責任者が記入する (表面) 2015. APR
- ※ この書類はリスクアセスメント実施記録として工事完了(検収)まで保管する
- ※ 作業内容は3項目以上記入のこと

2. KYM 実施記録 (この書類は工事日に作業現場で作業責任者が記入する)

KYM実施日	年 月 日	1R (現状把握) のポイント 手を切る、落ちる、ぶつかる、足の上に落ちる、転ぶ、挟まれる、巻き込まれる、下敷きになる、頭に当たる、火傷する、感電する、中毒になる の現象に対し「~なので、~したとき」と表現する
KYM実施時間	時 分	

No.	今日の作業にどんな危険があるか 1R・2R	No.	危険を防ぐために何をするか 3R・4R	健康確認後に全作業員(含作業員)がサインする		
No.	氏名(フルネーム)	錠前No.	返却			
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				
		-				

※「今日の作業にどんな危険があるか 1R・2R」に3項目以上記入のこと

3. 本日の行動目標

4. ワンポイント(今日の指差呼称項目)

(工事責任者:確認欄)	
-------------	--

作業責任者は氏名の前に
◎を付けて下さい

ポケットNo③へ

作 業 者 名 簿

(工事現場入退場者チェックシート)

ここには日付けを
入れて下さい

会社名 (給料を貰っている会社)	作業者名 (フルネーム)	/		/		/		/		/		/	
		入場時刻	退場時刻	入場時刻	退場時刻	入場時刻	退場時刻	入場時刻	退場時刻	入場時刻	退場時刻	入場時刻	退場時刻
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	入場者数		人		人		人		人		人		人

2011. APR

※ 途中入退場の場合も、必ず氏名および入場時刻、退場時刻を記入すること

※ 会社名は元請、元方、施工(一次、二次、三次)、警備の各会社名を記入すること

資格者一覧表

《凡例》

免:免許
技:技能講習
特:特別教育

主な資格

作責=作責番号、感電=○表示、高所=○表示、フォーク=フォークリフト運転、玉掛=玉掛、床上=床上操作式クレーン、移動=移動式クレーン、ガス=ガス溶接、アーク=アーク溶接、砥石=砥石取替等、高車=高所作業車、有機=有機溶剤作業、低圧=低圧電気、フル墜落=フルハーネス墜落制止用器具

(所属)会社名	氏名	年齢	作責番号	感電	高所	フォーク	玉掛	床上	移動	ガス	アーク	砥石	高車	有機	低圧	フル墜落	
			有効期限														
(例)日野安衛協力会	安全 一路	40	K09-作5155* 2014/06/**	○	○	技	技	技	免	技	特	特	技	特	特	特	

- ※ 資格リストの免許は免、技能講習は技、特別教育は特と表示する。
- ※ 当資格一覧表は、各社独自の様式でも可とする。
- ※ 当日入場者の資格有無にかかわらず、全員記載する。

<発電機の使用要領>

日野自動車株式会社

日野自動車安全衛生協力会

1) 法律上の規制

- ①3kVA以下の携帯発電機は、電気用品としての認証品であるので、
⇒家電製品と同じ扱いで、接地工事無しでも可とする(電気主任技術者の承認不要)。
- ②3kVAを超える発電機は、一般電気工作物として構内電気保安規程の対象となるので、
※3kVA超～10kW未満の発電機は、
⇒構内電気主任技術者に連絡し、適正な取扱い指示を受けた後に使用すること。
⇒接地工事は、電気工事士の資格者が行うこと。
- ③10kW以上の発電機は、自家用電気工作物の発電所としての規制を受けるので、
※10kW以上の発電機は、構内の電気主任技術者が保安規程にて判断すること。
⇒例)電気主任技術者を選任し保安規程を作成して、諸官庁へ届出る等。
- ④補給用燃料の持ち込みは消防法の規制を受けるので
⇒危険物の指定数量1/5以上の時は、消防署へ届出ること。

2) 設置運転場所の注意

- ①地盤が安定し平坦な場所で、雨水等の浸入がないこと。
- ②湿気やほこりがなく、点検修理ができる広さがあること。
- ③周囲10m以内に可燃物や低引火点の危険物がないこと。
- ④風通しがよく、排気ガスがこもらない場所で運転すること。

3) 点検

- ①事前点検
⇒冷却水、燃料、バッテリー、オイル、漏電遮断機及び
負荷側の配線類も含めて事前点検を行うこと。
- ②運転中の点検
⇒漏油、漏水、異音、異常な振動、発熱がなく、
各計測値が正常であること。
- ③停止中の点検
⇒終業点検をすること(翌日の作業が安全に迅速に出来るように)。

構内自家発電機の取扱い基準

発電機取扱W/G

2009年3月2日

2009年7月16日様式名変更

2015年3月2日一部見直し

1. 持込みの規制

- ・持込む発電機の容量は3KVA以下のものとする。
又、持込む時は「(危険物・発電機)持込書」に所定事項を記入し、
工事連絡会の許可を得る。
尚、3KVAを超える場合は、日野自動車の電気主任技術者の許可を受け、
設置場所、接地方法等については電気主任技術者の指示に従う。

2. 発電機の取扱い

- ・3KVA以下の発電機は、接地工事無しでも可とする。
但し、3P・漏電遮断回路付き電工ドラム経由で使用すること。
- ・周囲10m以内に可燃物や低引火点の危険物が無いこと。
- ・事前点検、運転中の点検、終了時の点検を実施すること。
- ・排気ガスがこもらない場所で運転すること。
- ・火災防止措置を行うこと。(ABC粉末消火器10型以上の設置)
- ・工場配線への逆送を防止する為、工場内配線への接続は禁止する。
但し、装置への直接の接続使用は可とする。

3. 運転場所の規制

- ・塗装工程は持込み禁止。
- ・屋内仕様では、雨中や水洗浄付近での使用禁止。
- ・換気の悪い場所での使用禁止。
(ex:ピット内、ピット周囲10m以内、他)

4. 燃料の構内持込み規制

- ・予備燃料の持込みは原則禁止とする。
- ・長期現場へ置く場合(投光器やE/G付き高所作業車等)で、燃料補給が必要な場合は、
補給時のみ持込み、補給後は速やかに構内から持出す。又補給は屋外で行うこと。
*但し、詳細は各工場の規制を優先する。
- ・上記燃料を持込む場合は、適正な容器を使用する。
(ガソリンは携行缶、軽油はポリタンク)
- ・移動タンク貯蔵所(通称:タンクローリー)による補給行為は認める。

高所作業安全心得

1 日野自動車構内の高所作業とは下記のことをいう

- ① 建物梁上の作業
- ② 建物屋根上の作業
- ③ ローリングタワーを使用する作業
- ④ 高所作業車(準ずる機械・車両を含む)を使用する作業
- ⑤ 電柱及び独立煙突の作業
- ⑥ 建物外壁作業
- ⑦ その他、床上又は床下2mでの作業

2 高所作業での一般的安全遵守事項

- ① 足場を組み立てる等の方法により、作業床を設置すること
- ② 作業床の設置が困難な時は、安全帯の取り付け設備を設け、安全帯を使用すること
- ③ 「高所作業中」の表示の垂れ幕をつけ、周囲に安全標識ロープの綱を張ること
- ④ 監視人を常に作業区域内に配置させること
- ⑤ 保安帽(墜落時保護用)を被り、アゴ紐をしっかり締めること
- ⑥ 靴は足に密着するもので、さらに底の滑らぬゴム底を使用すること
- ⑦ 工具並びに材料等は必要最少限のものにとどめ、員数チェックを行い、工事終了後は員数の再確認を行うこと
- ⑧ 上記の他、労働安全衛生規則第2編第8、9、10章を遵守すること

3 各種作業内容ごとの安全遵守事項

1) 屋根上の作業

- ① 作業場所までのスレート屋根上の歩行には必ず幅30cm以上の丈夫な「歩み板」を使用すること
- ② 作業中は必ず足場板等を使用し、滑らぬような対策を講じて安全を確認の上、作業を行うこと

2) ローリングタワー上での作業

- ① タワーの足元は必ずロックすること
- ② 移動時は作業員全員降り、移動を行うこと
- ③ タワーの踊り場には、手摺・床板並びに落下防止網を設けること

3) 高所作業車等を使用する作業

- ① 高所作業車の作業台(床)に乗るときは安全帯を必ず使用すること
- ② 作業床上の作業に限定し、手摺・中棧には乗らないこと

4) 移動はしごを使用する作業(平成24年追記)

- ① 移動はしごは昇降設備として使用すること
- ② やむを得ず作業に使用するとき、転位防止を必ずし、はしごを支える人を配置して、安全帯を使用する等の安全防護措置をとること

日野構内作業における「保護メガネ着用義務」の免除判断について

2011. 7. 20 日野自動車安全衛生協力会
2015年4月1日 改訂

日野構内作業においては、「仕入先関係会社日野構内作業要領」の別表4『安全衛生保護具一覧表』に「防じん用メガネ」「遮光用メガネ」について定めている。

適用作業として「粉じんが著しい作業(研磨、エアブローなど)」と「反射光が著しい作業(溶接、溶断など)」をあげている。

従って、作業者が切り粉や粉じん、有害光線等が著しく発生する作業に従事する場合や発生する作業場に立ち入る場合は、「保護メガネ」の着用は必須である。

日野においては作業場管理部署(※)が保護具等の着用について定め、掲示(表示)している場合には、そのエリアに立ち入るときは、その指示に従うことになっている。(例:プレス工場、鑄造工場等)

しかしながら、保護メガネについては、作業内容や場所によっては、反って着用することでリスクが増大するケースがある。この場合、日野側の指示が災害発生の誘因とならないよう、その現場のリスクアセスメントをする工事責任者及び管理をする作業責任者が判断する余地を残す必要がある。

(本来、安全衛生保護具の着用の義務付けは事業主責任であることに留意しなければならない。)

従って、別途着用を免除するケースの場合には工事責任者及び作業責任者が判断し、工事担当部署の承認を受け、工事連絡調整結果通達書②(様式3)の特記事項覧に承認事項を明記すること。

(協力会としては未着用をルール違反としない。)

日野の工事担当部署はこの判断を尊重し、作業場管理部署に着用の免除を通知することが望まれる。万一、日野が着用を義務付けたことが災害を誘発した場合は、指示した部署または工事担当部署の責任(コンプライアンス違反)が問われる可能性に留意する必要がある。

日野構内作業『保護メガネ着用免除判断基準』

着用免除対象

	作業リスク	作業名称(作業内容)
case1	視野が狭くなって、 リスクが増す作業	1)フォークリフトを含む重機(車両系建設機械等)等の運転 2)高所作業 (キヤットウオーク、梁上等、安全な作業床が確保できないとき) 【理由】 ①足元が見え難く、踏み外しのリスクがある ②梁上は暗いため、視界が妨げられる
case2	細密な作業で、 保護メガネをすると著しく 正確性が低下する作業	1)Yレベル、トランシット等による測定作業 【理由】 保護メガネにより、目と覗き窓に距離ができ、誤差が発生する 2)ノックピンあわせ、ポンチ打ち、ケガキ等の細密作業 【理由】 正確な作業ができない 3)盤内作業 【理由】 距離感・視界が損なわれ、危険部位に触れるリスクがある 4)パソコン等の操作
case3	汗や呼気でメガネが曇り、 視界が妨げられる作業 (高温多湿時)	1)重筋作業 2)長時間、下向きで行なう作業(設備組付・調整作業) 【理由】 保護メガネのレンズ部に汗が溜まり視界が遮られる

※ 着用免除の対象とならない作業(自ら行なう下記の作業)

- 1)溶接、溶断作業、火気監視(遮光メガネ) 2)研削、切断、穴あけ作業 3)アンカー穴あけ、ハツリ作業 4)番線使用作業
5)切粉払い作業 6)粉じん・切粉が発生する工程に接近する作業

※ 作業責任者は該当作業者が着用免除の範囲を逸脱しないよう監督すること